様式第二の第四表中

「

	備品											（　）
	無形固定資産											（　）

」を

「

	備品											（　）
	リース資産											（　）
	資産除去債務相当資産											（　）
	無形固定資産											（　）

」に

改める。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正）

第九条　一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2.中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同表の3.(1)中

「

	電灯料	一般需要部門
	電力料	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
	地帯間販売電力料	
	融通使用済燃料再処理等準備料	一般需要・特定規模需要外部門
	他社販売電力料	
	卸使用済燃料再処理等準備料	一般需要・特定規模需要外部門
	託送収益	
	接続供給託送収益	特定規模需要部門

」を

「

	電灯料（太陽光発電促進付加金を除く。）	一般需要部門
	電灯料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
	電力料（太陽光発電促進付加金を除く。）	電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
	電力料（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門
	地帯間販売電力料	
	融通使用済燃料再処理等準備料	一般需要・特定規模需要外部門
	他社販売電力料	
	卸使用済燃料再処理等準備料	一般需要・特定規模需要外部門
	託送収益	
	接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金を除く。）	特定規模需要部門
	接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門

」に、

「

	他社購入電力料

」を

「

	他社購入電力料
	他社購入電源費（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要した費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）に限る。）
	一般需要・特定規模需要外部門

」に

改め、同3.(2)中「　　事業税　　料金収入比」を削り、同3.(2)の次に次のように加える。

(3)　次に掲げるものを、次の比率により、一般需要部門、特定規模需要部門及び一般需要・特定規模需要外部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用

電気事業営業費用

事業税　　料金収入比

別表第一の4.(1)①中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同4.(1)①1)中「原子力発電設備」の下に「、新エネルギー等発電設備」を、「固定資産帳簿価額」の下に「（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）」を加え、同4.(1)①2)中

「

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額	原子力発電費

」を

「

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額	原子力発電費
新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額	新エネルギー等発電費

」に

改め、同4.(2)中「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改め、同4.(3)中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、「７部門」を「８部門」に改め、同4.(8)中「（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）」の下に「、新エネルギー等発電費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び太陽光発電促進付加金相当額」を加え、「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改める。

別表第二の2.中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同表の3.(1)中